

特集 損保協会 100年のあゆみ

損害保険に係る

主な法律の動向② — 保険法・その他 —

【第5回】

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。前回の第4回では、損害保険に係る主な法律のうち、規制緩和・自由化以降の保険業法の改正について取り上げた。第5回の今回は、保険法を中心に損害保険業に関する深い法律について簡単に振り返る。

1. 保険法(保険契約法)の制定 (2010年4月1日施行)

(1) 制定の経緯・概要

保険契約に関する一般のルールは、商法に規定され、約100年の間、実質的な改正は行われてこなかった。民事基本法

の整備(民法の現代語化等)が順次実施される中、全面的な改正が行われ、商法から独立した保険法として2008年5月30日に成立した。《法律の概要(保険法制定による主な変更点)は、本稿左上の表に記載》

損害保険協会は、当初から保険法の検討に参加し、損害保険業界の意見を表明するとともに、法律の概要(保険法制定による主な変更点)は、本稿左上の表に記載》

損害保険協会は、当初から保険法の検討に参加し、損害保険業界の意見を表明するとともに、法律の概要(保険法制定による主な変更点)は、本稿左上の表に記載》

保険法の概要(保険法における商法の規律からの主な変更点)

- 1. 適用対象契約の範囲の見直し(保険契約と同等の内容を有する共済契約への適用)
2. 人の傷害や疾病に基づいて保険給付を行う傷害疾病定額保険契約の規律の新設
3. 保険契約者等(消費者)の保護のための規定の整備
(1)告知義務
・自発的申告義務から、保険会社が告知を求めた事項について告知する質問応答義務への変更。
・保険募集人による告知の妨害や不告知・不実告知の教唆があった場合の保険会社の契約解除を制限する規定の新設。
(2)保険給付の履行期
・保険約款に支払期限が定められていても、その期限が損害額算定や有無責の確認等の調査のために必要な合理的な期間を超えている場合には、その合理的な期間の終期が支払期限となり、その合理的な期間が経過した時から、保険者は滞滞の責任を負うこととする規定の新設。
(3)片面的強行規定の規律の導入
・法律の内容よりも保険契約者等に不利な内容となる約款の定めは無効とする規定(片面的強行規定)の導入。
4. 損害保険についてのルールの柔軟化
・超過保険について、保険金額が目的物の価額を超える部分の契約も有効とする規定(ただし、保険契約者および被保険者が善意で重大な過失がない場合には超過部分について取り消し可能)。
・重複保険について、損害保険各社は自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う独立責任額全額支払方式の導入。
5. 責任保険契約における被害者の優先権の確保(先取特権の付与)
6. 保険金受取人の変更ルールの整備(遺言による保険金受取人の変更も可能であることなどの規定)
7. モラルリスクを防止するための規定を新設(保険金の詐取など重大な事由があった場合に、保険者が保険契約を解除できる規定の新設)

約者(世帯主等)が死亡保険金を受け取ることができ、モラルリスク(保険金の不正取得を狙った道徳的危険)の懸念が指摘されていた。そこで、損害保険協会

は、「会員各社は、傷害・疾病保険のうち、特に被保険者の同意を取り付けていない契約形態(未成年者の死亡保険を含む)において、モラルリスクを生じさせないため社内態勢を構築し、適正な引き受けを行うことを確保すること」を決議した。

さらに、「傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン」を策定し(2009年2月)、会員各社が自主的に取り組むうえでの方針を示した。

告知義務の性質が自発的申告義務から質問応答義務に変更されたことに伴い、損害保険各社は、保険契約申込書を見直し、告知事項の明確化を



損保協会作成の記念ロゴ

際金融市場として再生させるための改革を一体的に進める関係法律を一括して改正したものである(同法による保険業法の改正については前回の特集「4. 1998年12月改正金融システム改革の一環としての改正」にて既述)。

さらに、保険契約者等が告知義務に違反した場合であっても、不実告知等と保険事故との間に因果関係がないときには、保険金を全額支払うことになった。

ウ. 保険金の支払期限に関する対応
保険法では、保険約款に支払期限が定められていても、その期限が合理的な期間を超えている場合には、その合理的な期間の終期が支払期限となり、その合理的な期間が経過した時から、保険者は滞滞の責任を負うこととされた。

これを受け、損害保険各社では、事故調査等の内容に合った合理的な支払期限を定めるとともに、期限の起算点の管理を厳格に行うためのシステム対応等を行った。

金融システム改革法の改正(1998年7月1日施行)
金融システム改革法の骨格の一つに、損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会(現在の損害保険料率算出機構の前身、以下「算定会」という)の改革(算定会料率の使用義務の廃止)が位置づけられた。この改正により、算定会に関する独占禁止法の適用除外措置は、基準料率(自賠責保険および地震保険に関する法律に基づく地震保険を対象とし、会員による使用につき認可等があったものとして使用できる営業料率)の算出と同料率を会員の利用に供することを除き、廃止されることになった。

算定会の業務は、基準料率と参考純率(火災保険、傷害保険、任意の自動車保険等を対象に、会員による保険料率の算出の基礎として得るものとして算出する純保険料率)を算出し、会員に提供すること、また、保険料率の算出に際し、情報の収集、調査および研究を行い、その成果を会員に提供することとされた。

改正保険業法(1996年4月1日施行)、金融システム改革法による改正(1998年7月1日施行)
国民一人ひとりを金融商品の購入に向けさせるには、消費者が安心して、かつ、リスクを納得して購入できる環境が必要であった。また、業態を越えた新しい金融商品の登場を前提とした法制度の要請が高まっていた。

こうした状況の下、金融商品の販売等に関する法律および消費者契約法が成立し、消費者保護が推進された。

(1) 金融商品の販売等に関する法律(2001年4月1日施行)
主として当事者間の私法的な権利義務関係を明確化する取引ルールに對

応する法律である。損害保険協会は、同法の制定を踏まえ、「金融商品の販売等に関する法律」への対応の考え方を作成し(2000年12月)、会員各社において同法の趣旨に沿った自主的な消費者対応が進められるよう取り組みを行った。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

(2) 消費者契約法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

に伴い、損害保険協会は、損害保険各社間の情報交換制度や旧損保指針の改定等について検討を進めた。
情報交換制度に関して、さまざまな関係者(保険契約者、被保険者、保険金受取人、被害者、目撃者等)が存在するため、損害保険協会のウェブサイトに、損害保険(共済)に係る契約内容、事故状況、保険金(給付金)の請求内容等に関する個人情報等を共同利用することについて公表し、法律上の要件(本人が容易に知り得る状態に置いている)を満たしている。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

また、個人情報保護法(2001年4月1日施行)
消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的とした法律である。

HOMAI WEB
保険毎日新聞社のホームページ
http://www.homai.co.jp

5. 金融商品取引法(2007年9月30日施行)
投資者保護のための横断的規制の整備を目的として、従来の証券取引法が全面改正され、金融商品取引法に改められた。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制(販売・勧誘ルール)として、広告の規制、契約締結前および締結時の書面交付義務、各種禁止行為、損失補てんの禁止等の事項が定められ、損害保険会社の商品の一部にもこれらの規制が適用されることになった。
【文責】日本損害保険協会